

「補助上限額」

シルバー事業にかかる補助金については、大阪市高年齢者就業機会確保事業補助金交付申請書に添付される事業計画書の審査を行い、次の１～３の項目ごとに示された金額を上限とする。

1 本部・支部活動拠点経費

【事業費】

センターの各活動拠点（本部・南部・北部・西部）において実施する就業機会の拡大、会員の拡大、職域の拡大、事業の基盤拡大、安全・適正就業推進等にかかる経費について、１箇所あたり 7,329 千円を上限とする。

【上限額の加算】

- ・ 更なる会員拡充に向け、事業費補助限度額について、以下のとおり、補助年度前年の 11 月末日の会員数を前々年同日に比べて増加させた割合（小数点第 4 位以下切り捨て）に応じて加算する。

（１）会員数の増加割合に応じた加算額（単位：千円）

会員増加割合	3.9%未満	3.9-4.4%	4.5-5.0%	5.1-5.7%	5.8%以上
加算額	0	800	900	1,000	1,200

- ・ 更に、特に女性会員獲得に向け、事業費補助限度額について、以下のとおり、補助年度前年の 11 月末日の女性会員数を前々年同日に比べて増加させた割合（小数点第 4 位以下切り捨て）に応じて加算する。

（２）女性会員数の増加割合に応じた加算額（単位：千円）

女性会員増加割合	2.0%未満	2.0-2.2%	2.3-2.5%	2.6-2.8%	2.9%以上
加算額	0	60	100	200	400

- ・ 更に、直近の取組のみならず、継続的な会員確保の取組により顕著な実績をあげている活動拠点の取組を推進する観点から、令和 4 年度における粗入会率（60 歳以上人口における会員数の割合）が全国平均である 1.6%の倍（3.2%）以上である活動拠点にあつては、事業費補助限度額について、以下の額を加算する。

（３）高い入会率を維持している場合の加算（単位：千円）

加算額
500

- ・ 更に、安全就業を促進する観点から、令和 4 年度における度数率（100 万時間当たりの事故発生数に基づく災害率）、強度率（1,000 時間当たりの災害によって

失われた損失日数に基づく事故の危篤さを示す災害率)ともに0であった活動拠点にあっては、事業費補助限度額について、以下の額を加算する。

(4) 安全就業に関する成果が顕著な場合の加算額(単位:千円)

加算額
300

- 更に、各地の多種多彩な取組の横展開や好事例の共有及び事務局機能の向上を図る観点から、連続する期間が1ヵ月以上の出向又は連続する期間が5日以上の研修を他連合本部及び活動拠点間で実施する場合、受け入れ先、送り出し先、いずれにも事業費補助限度額について、以下の額を加算する。

また、多種多様な取り組みの横展開の更なる向上を図る観点から、送り出し先拠点が新規事業の立ち上げ計画のために、出向又は研修を実施し、計画に即した新たな事業の立ち上げを実施した場合、送り出し拠点に対して加算を行うこととする。

(5) 他連合・拠点間での出向又は研修を実施する場合の加算(単位:千円)

	出向	研修	出向・研修の成果としての事業 立ち上げ(1事業分当たり)
加算額	500	100	300

2 介護分野就業機会促進事業

身体介護などを行う介護従事者のバックアップとなるような周辺業務を切り出し、介護事業所に当該業務の発注の提案を行う介護プランナーを配置し、介護分野における新たな就業先を創出する取組を実施する場合には、1団体当たり37万円を上限とし事業費補助限度額に加算する。

過去1年以上にわたり仕事の受注がない介護事業所から、介護プランナー等が介護事業の周辺業務を受注し、会員に就業機会を提供した場合に支払われる配分金相当をトライアル奨励金として、1団体当たり40万円を上限に配分する。

また、過去1年以内に仕事の受注があった介護事業所であっても、過去に受注した業務と異なる周辺業務の受注である場合には配分を認める。

3 高齢者活用・現役世代サポート事業

人手不足分野・現役世代を支える分野で高齢者に就業する機会を提供し、高齢者の生活の安定、生きがいの向上、健康の維持・増進、企業の人手不足の解消、地域社会の維持・発展等を推進する事業にかかる経費について、次のとおり補助単価限度額を決定する。

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会により作成の「シルバー人材センター事業統計年報」のもととなった、令和4年度及び3年度の事業実績に応じて、次のアからカまでの項目に付与される基礎ポイントの合計値を、「5」で除して得た値を加算減算率とし、令和5年度の高齢者活用・現役世代雇用サポート事業(以下「サポート事業」という。)の交付額に乗じて得た額を補助単価限度額とする。

ア 会員数の伸び率

令和４年度の会員数を、令和３年度の会員数で除して伸び率を算出し、指標テーブル（別表３）の該当する基礎ポイントを付与する。

イ 就業実人員の伸び率

令和４年度の実業実人員を、令和３年度の実業実人員で除して伸び率を算出し、指標テーブルの該当する基礎ポイントを付与する。

ウ 受注件数の伸び率

令和４年度の受注件数を、令和３年度の受注件数で除して伸び率を算出し、指標テーブルの該当する基礎ポイントを付与する。

エ 就業実人員１人当たりの月平均就業日数

令和４年度の実業延人員（人日）を、令和４年度の実業実人員、12月で除して１人当たりの月平均就業日数を算出し、指標テーブルの該当する基礎ポイントを付与する。

オ 就業実人員１人当たりの月平均就業日数の伸び率

直近年度の実業実人員１人当たりの月平均就業日数を、直近前年度の同日数で除して伸び率を算出し、指標テーブルの該当する基礎ポイントを付与する。

なお、直近年度の実業実人員１人当たりの月平均就業日数（④の実績）が 8.5 日以上の場合は、伸び率に関係なく 1.1 ポイントを付与する。

カ 加算ポイント

アからオまでのすべての項目において、良好（基礎ポイント 1.0 以上）である場合、加算ポイントとして 1.0 を付与する。